

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「法」という。）第19条の3の規定に基づき改善を命令しました。

平成16年3月 日

京都市長 梶本頼兼

氏 名 出島産業 出島明裕
住 所 京都府京都市右京区太秦椀ヶ本町15番地の10
命 令 内 容 京都市西京区大原野北春日町1251番地の1地先の土地に保管している産業廃棄物（木くず，廃プラスチック類，コンクリートくず，がれき類，これらの混合廃棄物）を法第12条第1項に定める産業廃棄物処理基準に適合するよう搬出し，適正処理するとともに産業廃棄物が飛散，流出しないよう必要な措置を講じること。

履行期限 平成16年4月24日

命令の年月日 平成16年3月25日

（環境局事業部廃棄物指導課）